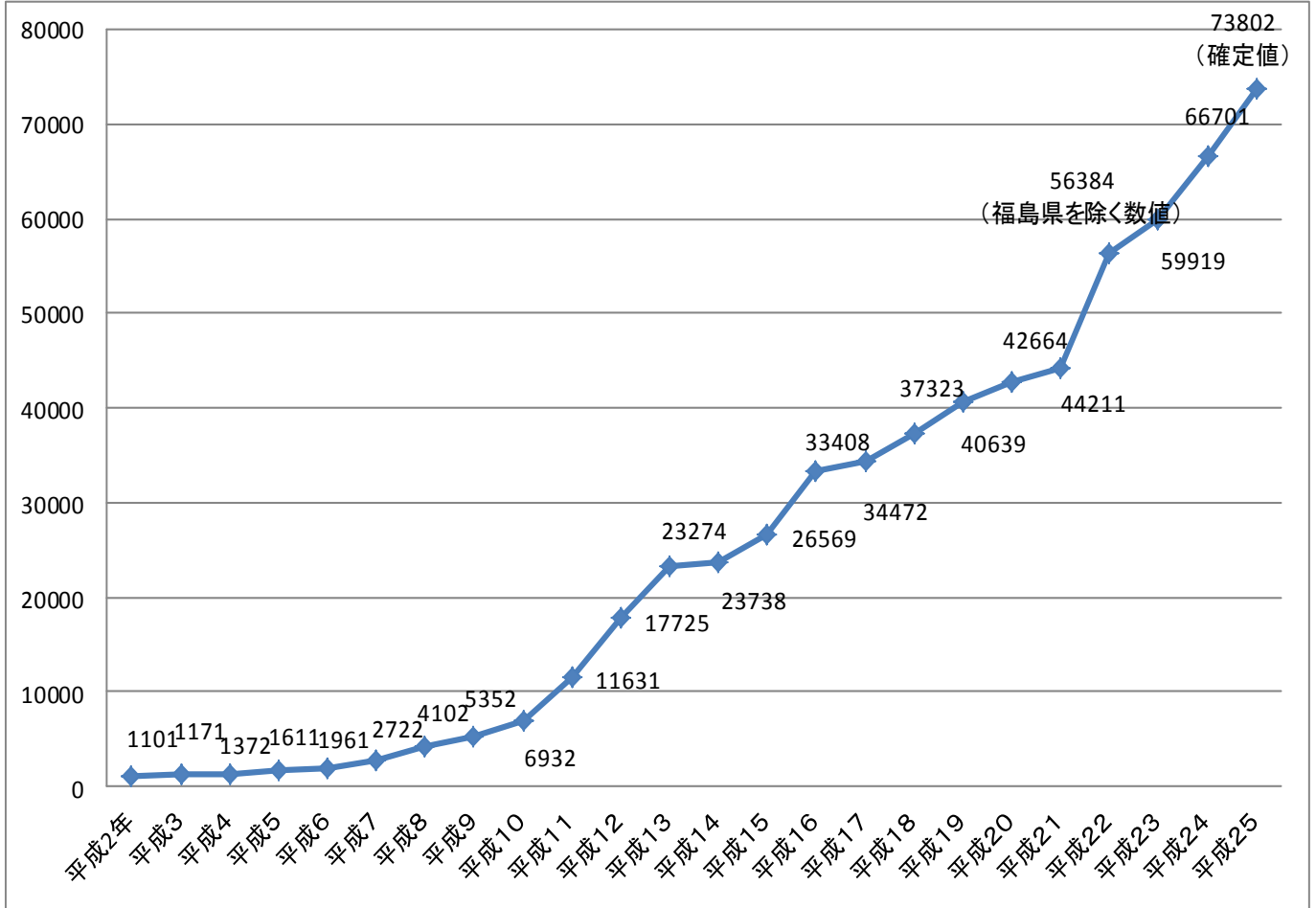


子ども虐待

(厚生労働省「福祉行政業務報告」平成 25 年度分データを再編集)

児童相談所における児童虐待相談の対応件数

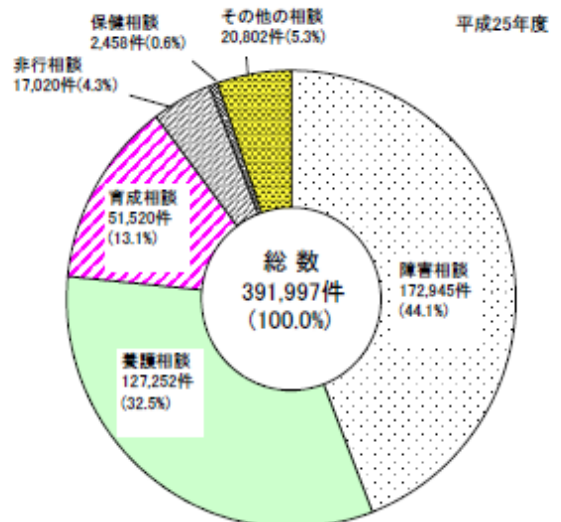
平成 25 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 73,802 件（確定値）で、前年度（確定値 66,701 件）に比べ 7,101 件（10.6%）増加している。児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、平成 25 年度は約 6.3 倍に増加。



平成 25 年度中に児童相談所が対応した相談件数は、391,997 件となっている。相談の種類別にみると「障害相談」が 172,945 件（構成割合 44.1%）と最も多く、次いで「養護相談」が 127,252 件（同 32.5%）、「育成相談」が 51,520 件（同 13.1%）となっている。また、「養護相談」の割合は年々増加している。

平成 25 年度中の児童相談所での「養護相談」(※)の件数は 127,252 件で、前年度 から 10,527 件（9.0%）増加し、児童相談所における相談総数の 32.5%と、3 割を 超えている。

(※) 父母などの保護者不在による養育困難児、
 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見 人を持たない児童など、養育面で環境的問題がある児童や養子縁組に関する相談。



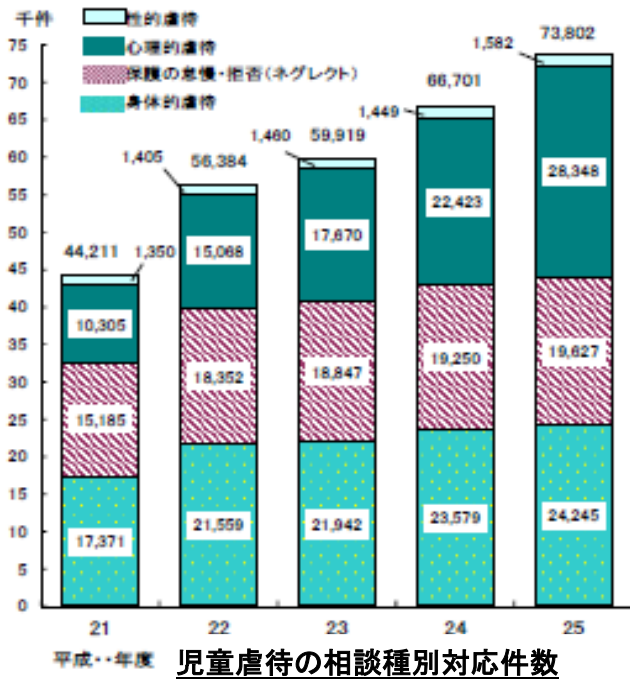
児童相談所における相談の種類別対応件数

児童相談所における相談の種類別対応件数

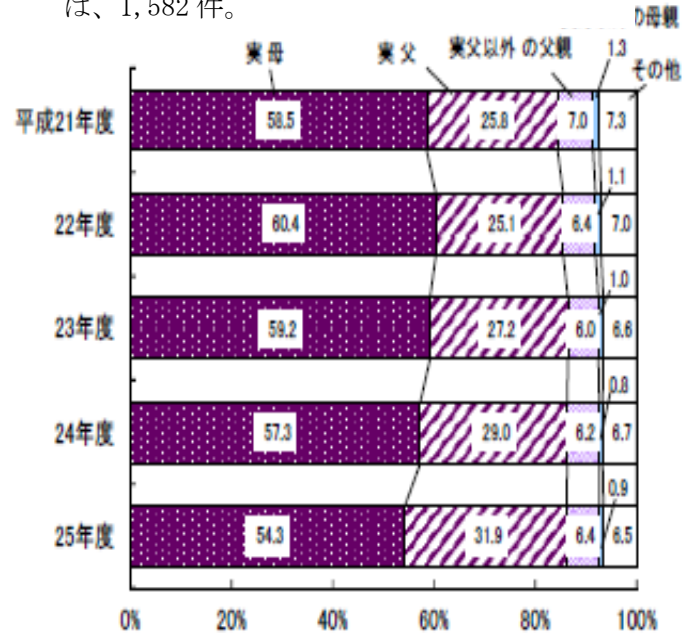
(単位：件)

	平成21年度		22年度 ¹⁾		23年度		24年度		25年度		対前年度	
		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	371 800	100.0	373 528	100.0	385 294	100.0	384 261	100.0	391 997	100.0	7 736	2.0
障害相談	192 082	51.7	181 108	48.5	185 853	48.2	175 285	45.6	172 945	44.1	△ 2 340	△ 1.3
養護相談	87 596	23.6	101 323	27.1	107 511	27.9	116 725	30.4	127 252	32.5	10 527	9.0
育成相談	51 794	13.9	50 993	13.7	51 751	13.4	52 182	13.6	51 520	13.1	△ 662	△ 1.3
非行相談	17 690	4.8	17 345	4.6	17 155	4.5	16 640	4.3	17 020	4.3	380	2.3
保健相談	2 835	0.8	2 608	0.7	2 639	0.7	2 538	0.7	2 458	0.6	△ 80	△ 3.2
その他の相談	19 803	5.3	20 151	5.4	20 385	5.3	20 891	5.4	20 802	5.3	△ 89	△ 0.4

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



相談の種類別にみると、「心理的虐待」が28,348件と最も多く、次いで「身体的虐待」が24,245件となっている。「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が19,627件、「性的虐待」は、1,582件。



主な虐待者を構成割合で見ると「実母」が54.3%と最も多く、次いで「実父」31.9%となっている。

(単位：件)

	平成21年度		22年度 ¹⁾		23年度		24年度		25年度		対前年度	
		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	44 211	100.0	56 384	100.0	59 919	100.0	66 701	100.0	73 802	100.0	7 101	10.6
0～3歳未満	8 078	18.3	11 033	19.6	11 523	19.2	12 503	18.7	13 917	18.9	1 414	11.3
3歳～学齢前	10 477	23.7	13 650	24.2	14 377	24.0	16 505	24.7	17 476	23.7	971	5.9
小学生	16 623	37.6	20 584	36.5	21 694	36.2	23 488	35.2	26 049	35.3	2 561	10.9
中学生	6 501	14.7	7 474	13.3	8 158	13.6	9 404	14.1	10 649	14.4	1 245	13.2
高校生・その他	2 532	5.7	3 643	6.5	4 167	7.0	4 801	7.2	5 711	7.7	910	19.0

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

被虐待者の年齢別構成

被虐待者の年齢別にみると「小学生」が26,049件(構成割合35.3%)と最も多く、次いで「3歳～学齢前」が17,476件(同23.7%)、「0～3歳未満」が13,917件(同18.9%)となっている。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所等	保健所	医療 機関	児童福祉 施設	警察等	学校等	その 他	総数
平成22 年度	8,908 (16%)	12,175 (22%)	696 (1%)	7,202 (13%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
平成23 年度	8,949 (14%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,769 (12%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
平成24 年度	8,664 (13%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,852 (11%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第10次)

厚生労働省が関係都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む)に対する調査により把握した、平成24年4月1日～平成25年3月31日までの12か月に発生し、または表面化した児童虐待による死亡78例(90人)を対象とした。(第10時報告)

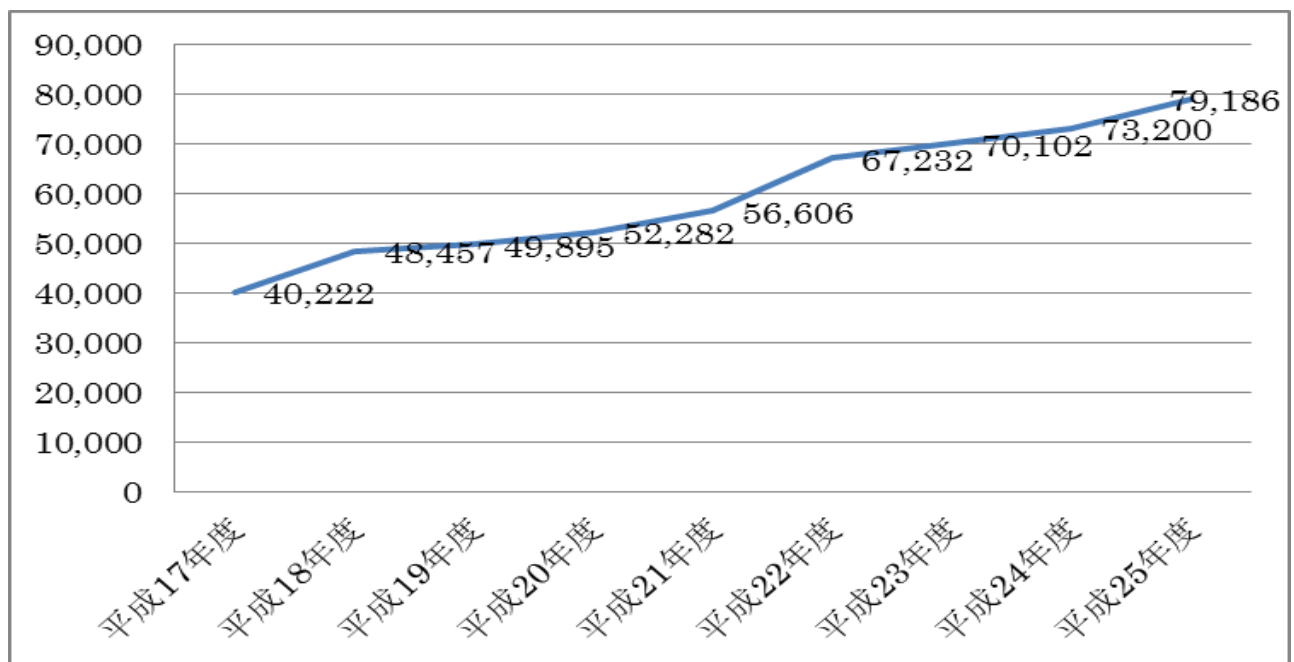
	第10次報告 4.05日に一人			第9次報告 3.68日に一人		
	心中以外 の虐待死	心中による 虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外 の虐待死	心中による 虐待死 (未遂を含む)	計
例数	49	29	78	56	29	85
人数	51	39	90	58	41	99

※第8次報告から、「虐待死」として事例を「心中以外の虐待死」、「心中」として事例を「心中による虐待死」に本報告ではそれぞれ呼称を改められています。

市町村における児童家庭相談件数

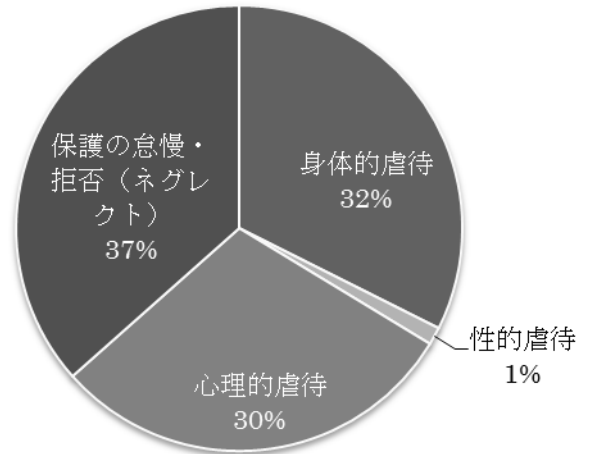
全国の市町村における児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向にある。

※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。



市町村における虐待相談の内容別構成割合(平成 25 年度)

市町村の場合、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が最も多く 28,954 件、次いで身体的虐待が 25,665 件。心理的虐待が 23,554 件、性的虐待は 1,013 件となっている。



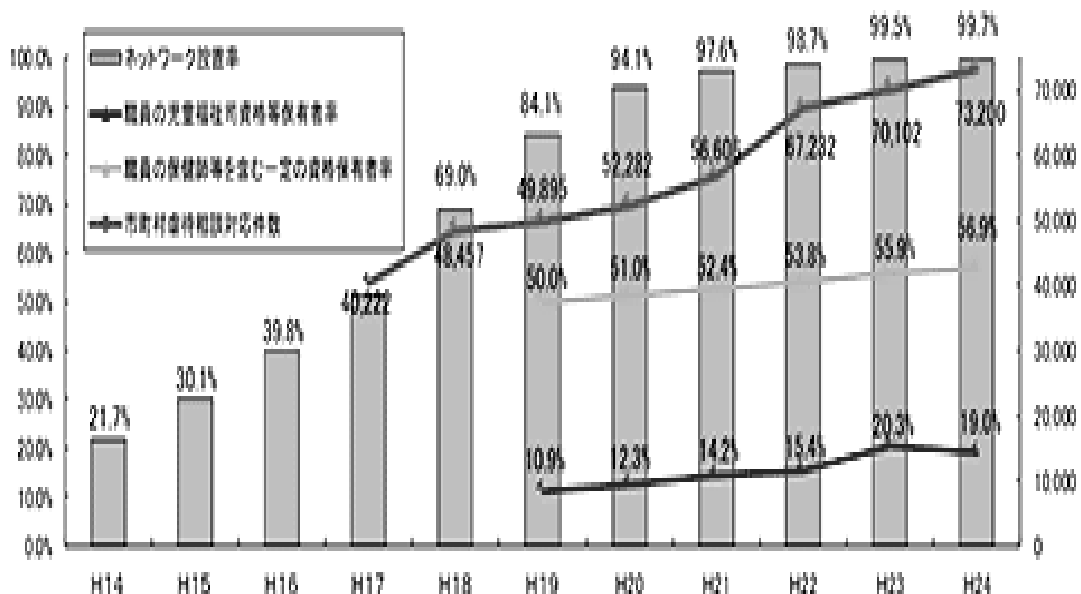
市町村児童家庭相談における経路別件数の推移

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
19年度	5,652 (11.3%)	4,891 (9.8%)	248 (0.5%)	7,936 (15.9%)	1,077 (2.2%)	1,028 (2.1%)	3,226 (6.5%)	3,980 (8.0%)	4,640 (9.3%)	584 (1.2%)	666 (1.3%)	949 (1.9%)	870 (1.7%)	1,860 (3.7%)	524 (1.1%)	7,218 (14.5%)	927 (1.9%)	3,619 (7.1%)	49,895 (100.0%)
20年度	5,928 (11.3%)	5,494 (10.5%)	217 (0.4%)	8,596 (16.4%)	1,053 (2.0%)	1,284 (2.5%)	3,509 (6.7%)	4,324 (8.3%)	4,761 (9.1%)	511 (1.0%)	575 (1.1%)	1,059 (2.0%)	819 (1.6%)	1,770 (3.4%)	510 (1.0%)	7,335 (14.0%)	880 (1.7%)	3,657 (7.0%)	52,282 (100.0%)
21年度	6,118 (10.8%)	6,696 (11.8%)	269 (0.5%)	9,166 (16.2%)	1,151 (2.0%)	1,130 (2.0%)	3,631 (6.4%)	4,065 (7.2%)	5,328 (9.4%)	579 (1.0%)	656 (1.2%)	1,049 (1.9%)	1,048 (1.9%)	1,910 (3.4%)	553 (1.0%)	8,386 (14.8%)	1,000 (1.8%)	3,871 (6.7%)	56,606 (100.0%)
22年度	6,724 (10.0%)	8,466 (12.6%)	300 (0.4%)	11,923 (17.7%)	1,348 (2.0%)	1,068 (1.6%)	4,108 (6.1%)	5,118 (7.6%)	5,788 (8.6%)	527 (0.8%)	760 (1.1%)	1,419 (2.1%)	1,324 (2.0%)	1,957 (2.9%)	716 (1.1%)	9,654 (14.4%)	1,199 (1.8%)	4,833 (7.2%)	67,232 (100.0%)

市町村相談体制の現状

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

子どもを守る地域ネットワーク設置率・調整機関担当職員の資格保有率と市町村虐待相談対応件数

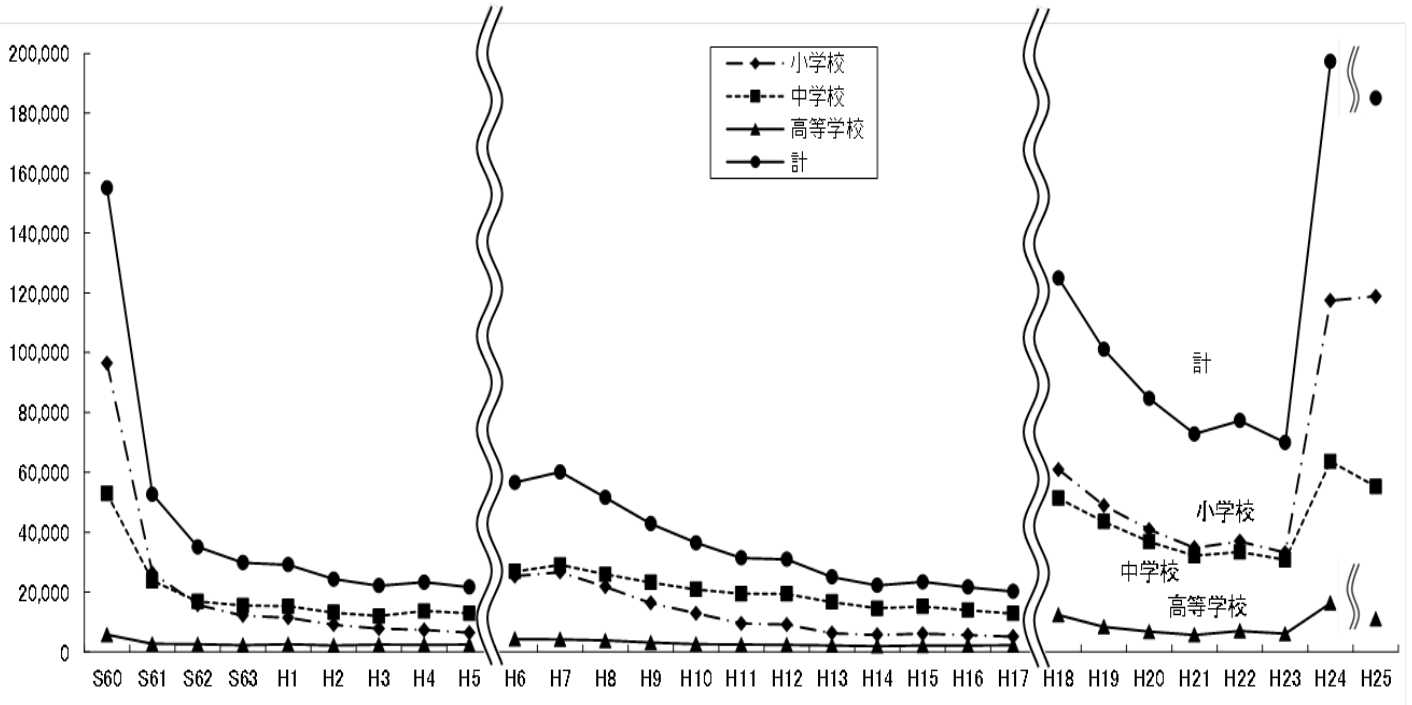


※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

※2 平成 22 年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手、宮城（仙台市を除く）の一部及び福島県を除いて集計した数値

いじめ

いじめの認知(発生)件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390			
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817			
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391			
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598			
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78	71	84	71
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384					
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634					
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274					
特別支援学校(特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817					
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109					
	25年度											
小学校	118,805											
中学校	55,248											
高等学校	11,039											
特別支援学校	768											
計	185,860											

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。

(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

(注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

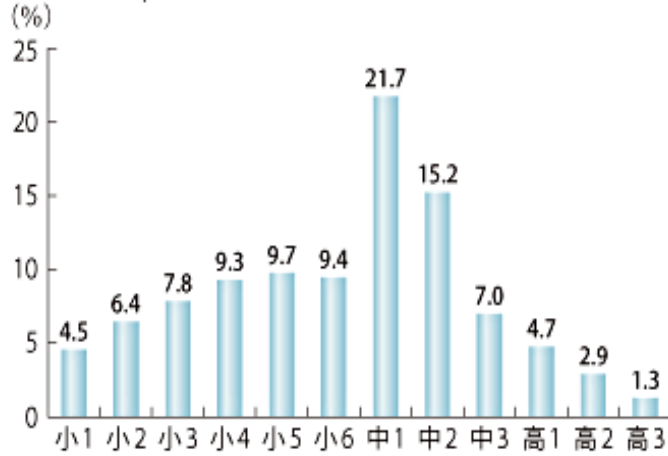
いじめの態様

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	国立	300	70.3	125	70.6	8	66.7	3	50.0	436	70.1
	公立	74,461	63.2	36,381	67.8	5,463	61.2	441	58.0	116,746	64.5
	私立	477	75.4	900	63.2	1,197	57.2	0	0.0	2,574	62.0
	計	75,238	63.3	37,406	67.7	6,668	60.4	444	57.8	119,756	64.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	国立	132	30.9	57	32.2	3	25.0	1	16.7	193	31.0
	公立	25,732	21.9	9,153	17.1	1,515	17.0	81	10.6	36,481	20.1
	私立	240	37.9	288	20.2	311	14.9	0	0.0	839	20.2
	計	26,104	22.0	9,498	17.2	1,829	16.6	82	10.7	37,513	20.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	国立	142	33.3	26	14.7	1	8.3	0	0.0	169	27.2
	公立	30,432	25.8	10,173	19.0	1,588	17.8	180	23.7	42,373	23.4
	私立	128	20.2	258	18.1	429	20.5	0	0.0	815	19.6
	計	30,702	25.8	10,457	18.9	2,018	18.3	180	23.4	43,357	23.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	国立	15	3.5	3	1.7	0	0.0	0	0.0	18	2.9
	公立	10,456	8.9	3,275	6.1	628	7.0	60	7.9	14,419	8.0
	私立	18	2.8	103	7.2	191	9.1	0	0.0	312	7.5
	計	10,489	8.8	3,381	6.1	819	7.4	60	7.8	14,749	7.9
金品をたかられる。	国立	2	0.5	4	2.3	1	8.3	0	0.0	7	1.1
	公立	3,248	2.8	933	1.7	367	4.1	24	3.2	4,572	2.5
	私立	3	0.5	63	4.4	100	4.8	0	0.0	166	4.0
	計	3,253	2.7	1,000	1.8	468	4.2	24	3.1	4,745	2.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	国立	56	13.1	12	6.8	2	16.7	0	0.0	70	11.3
	公立	10,302	8.7	3,536	6.6	775	8.7	71	9.3	14,684	8.1
	私立	80	12.6	140	9.8	131	6.3	0	0.0	351	8.5
	計	10,438	8.8	3,688	6.7	908	8.2	71	9.2	15,105	8.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	国立	56	13.1	14	7.9	1	8.3	1	16.7	72	11.6
	公立	10,477	8.9	3,735	7.0	835	9.3	70	9.2	15,117	8.3
	私立	52	8.2	128	9.0	203	9.7	0	0.0	383	9.2
	計	10,585	8.9	3,877	7.0	1,039	9.4	71	9.2	15,572	8.4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	国立	2	0.5	25	14.1	3	25.0	1	16.7	31	5.0
	公立	1,704	1.4	4,587	8.6	1,707	19.1	63	8.3	8,061	4.5
	私立	5	0.8	223	15.6	466	22.3	1	100.0	695	16.7
	計	1,711	1.4	4,835	8.8	2,176	19.7	65	8.5	8,787	4.7
その他	国立	5	1.2	0	0.0	1	8.3	0	0.0	6	1.0
	公立	5,730	4.9	1,924	3.6	440	4.9	41	5.4	8,135	4.5
	私立	27	4.3	43	3.0	80	3.8	0	0.0	150	3.6
	計	5,762	4.8	1,967	3.6	521	4.7	41	5.3	8,291	4.5

(注1) 複数回答可。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

学年別構成割合



いじめ発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
学校の教職員等が発見	国立	331	77.5	57	32.2	5	41.7	6	100.0	399	64.1
	公立	85,687	72.8	31,489	58.7	6,478	72.5	453	59.5	124,107	68.5
	私立	407	64.3	594	41.7	1,042	49.8	1	100.0	2,044	49.2
	計	86,425	72.7	32,140	58.2	7,525	68.2	460	59.9	126,550	68.1
学級担任が発見	国立	46	10.8	11	6.2	1	8.3	0	0.0	58	9.3
	公立	15,553	13.2	6,954	13.0	497	5.6	198	26.0	23,202	12.8
	私立	68	10.7	175	12.3	248	11.8	0	0.0	491	11.8
	計	15,667	13.2	7,140	12.9	746	6.8	198	25.8	23,751	12.8
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	国立	2	0.5	6	3.4	0	0.0	0	0.0	8	1.3
	公立	1,306	1.1	2,406	4.5	307	3.4	45	5.9	4,064	2.2
	私立	9	1.4	36	2.5	103	4.9	1	100.0	149	3.6
	計	1,317	1.1	2,448	4.4	410	3.7	46	6.0	4,221	2.3
養護教諭が発見	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	487	0.4	470	0.9	66	0.7	3	0.4	1,026	0.6
	私立	3	0.5	5	0.4	19	0.9	0	0.0	27	0.7
	計	490	0.4	475	0.9	85	0.8	3	0.4	1,053	0.6
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	国立	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
	公立	135	0.1	139	0.3	31	0.3	1	0.1	306	0.2
	私立	1	0.2	9	0.6	5	0.2	0	0.0	15	0.4
	計	137	0.1	148	0.3	36	0.3	1	0.1	322	0.2
アンケート調査など学校の取組により発見	国立	282	66.0	40	22.6	4	33.3	6	100.0	332	53.4
	公立	68,206	57.9	21,520	40.1	5,577	62.4	206	27.1	95,509	52.7
	私立	326	51.5	369	25.9	667	31.9	0	0.0	1,362	32.8
	計	68,814	57.9	21,929	39.7	6,248	56.6	212	27.6	97,203	52.3
学校の教職員以外からの情報により発見	国立	96	22.5	120	67.8	7	58.3	0	0.0	223	35.9
	公立	32,058	27.2	22,157	41.3	2,455	27.5	308	40.5	56,978	31.5
	私立	226	35.7	831	58.3	1,052	50.2	0	0.0	2,109	50.8
	計	32,380	27.3	23,108	41.8	3,514	31.8	308	40.1	59,310	31.9
本人からの訴え	国立	41	9.6	57	32.2	7	58.3	0	0.0	105	16.9
	公立	16,457	14.0	11,892	22.2	1,513	16.9	195	25.6	30,057	16.6
	私立	81	12.8	352	24.7	601	28.7	0	0.0	1,034	24.9
	計	16,579	14.0	12,301	22.3	2,121	19.2	195	25.4	31,196	16.8
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	国立	40	9.4	47	26.6	0	0.0	0	0.0	87	14.0
	公立	10,556	9.0	6,662	12.4	507	5.7	70	9.2	17,795	9.8
	私立	105	16.6	296	20.8	247	11.8	0	0.0	648	15.6
	計	10,701	9.0	7,005	12.7	754	6.8	70	9.1	18,530	10.0
児童生徒(本人を除く)からの情報	国立	9	2.1	11	6.2	0	0.0	0	0.0	20	3.2
	公立	2,878	2.4	2,265	4.2	305	3.4	32	4.2	5,480	3.0
	私立	27	4.3	121	8.5	140	6.7	0	0.0	288	6.9
	計	2,914	2.5	2,397	4.3	445	4.0	32	4.2	5,788	3.1
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	国立	5	1.2	5	2.8	0	0.0	0	0.0	10	1.6
	公立	1,776	1.5	1,085	2.0	98	1.1	6	0.8	2,965	1.6
	私立	13	2.1	54	3.8	42	2.0	0	0.0	109	2.6
	計	1,794	1.5	1,144	2.1	140	1.3	6	0.8	3,084	1.7
地域の住民からの情報	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	123	0.1	80	0.1	4	0.0	2	0.3	209	0.1
	私立	0	0.0	0	0.0	4	0.2	0	0.0	4	0.1
	計	123	0.1	80	0.1	8	0.1	2	0.3	213	0.1
学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	182	0.2	115	0.2	19	0.2	3	0.4	319	0.2
	私立	0	0.0	4	0.3	6	0.3	0	0.0	10	0.2
	計	182	0.2	119	0.2	25	0.2	3	0.4	329	0.2
その他(匿名による情報など)	国立	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
	公立	86	0.1	58	0.1	9	0.1	0	0.0	153	0.1
	私立	0	0.0	4	0.3	12	0.6	0	0.0	16	0.4
	計	87	0.1	62	0.1	21	0.2	0	0.0	170	0.1
計	国立	427	100.0	177	100.0	12	100.0	6	100.0	622	100.0
	公立	117,745	100.0	53,646	100.0	8,933	100.0	761	100.0	181,085	100.0
	私立	633	100.0	1,425	100.0	2,094	100.0	1	100.0	4,153	100.0
	計	118,805	100.0	55,248	100.0	11,039	100.0	768	100.0	185,860	100.0

(注1)「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

いじめ「相談せず」22%—県内の中2保護者調査(佐賀新聞 2014年10月29日より)

■生徒指導連盟「家庭との連携強化必要」

佐賀県中学校生徒指導連盟(会長・角孝信鍋島中校長)は28日、県内の中学2年の保護者約7500人に実施したいじめに関するアンケート結果を発表した。子どもがいじめられた際に、誰にも相談しなかった保護者は2割を超え、家庭と学校、相談機関の連携強化が課題となっている実態が浮き彫りになった。

アンケートは、生徒指導連盟と佐賀大文化教育学部の松下一世教授が、6月に共同で実施した。私立1校と佐賀大附属中、公立中91校の2年生の保護者8625人が対象で、7537人から回答を得た。佐賀市で開かれた連盟の研修会で松下教授が調査結果を報告した。

子どものいじめ被害経験について、「ない」と答えた保護者は64%、「ある」は20%、「分からない」は16%だった。昨年度、県内の小6、中3の児童生徒を対象にいじめ被害経験の有無について尋ねた調査結果を基に、松下教授は小中の9年間でいじめ被害経験のある子どもは「少なくとも5割を超える」と指摘している。今回の調査は、家庭でも子どものいじめ被害に気づきにくい状況を裏付ける結果となった。

子どものいじめ被害経験が「ある」と答えた保護者1460人に当時の対応を尋ねたところ、最も多かったのは「学校に相談した」が58%。次いで「誰にも話していない」22%、「友人や信頼できる人、相談機関」9%、「相手保護者と直接話す」3%だった。

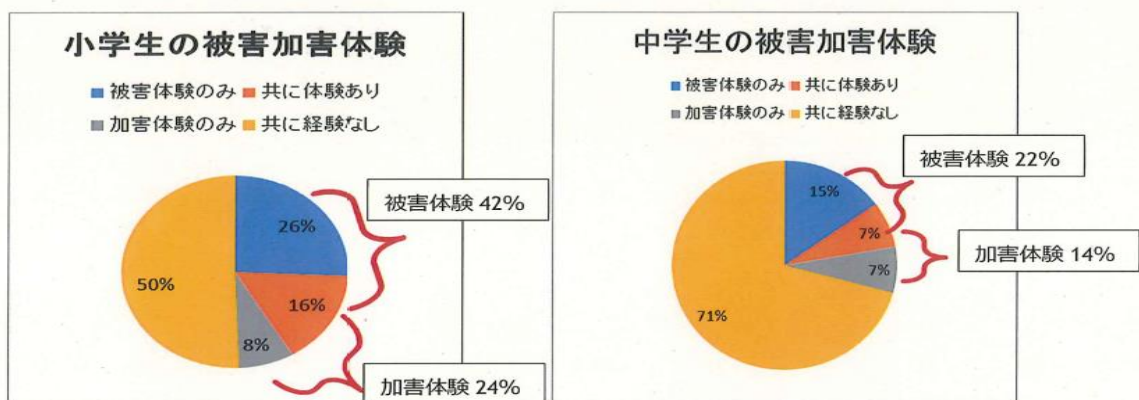
角会長は、誰にも相談していない保護者が2割を超えたことを問題視している。「大したことはない、1人で乗り越えられる、と思っている人もいるかもしれないが、学校としては相談してほしい。相談しにくいと感じている人がいるのも事実で、学校や相談機関が家庭との連携をより強めることが必要だとあらためて実感した」と話す。

松下教授は「佐賀県は全国的にいじめの認知件数が少ないが、単純に喜べるものではない。『いじめゼロ』ではなく、いじめの早期発見、解決を目指した方がいい」と助言した。

被害体験と加害体験

・小学校は約4割、中学校は約2割の子どもに、被害体験がある。

加害体験は約半数であるが、被害体験と加害体験は重複している子どももいる。

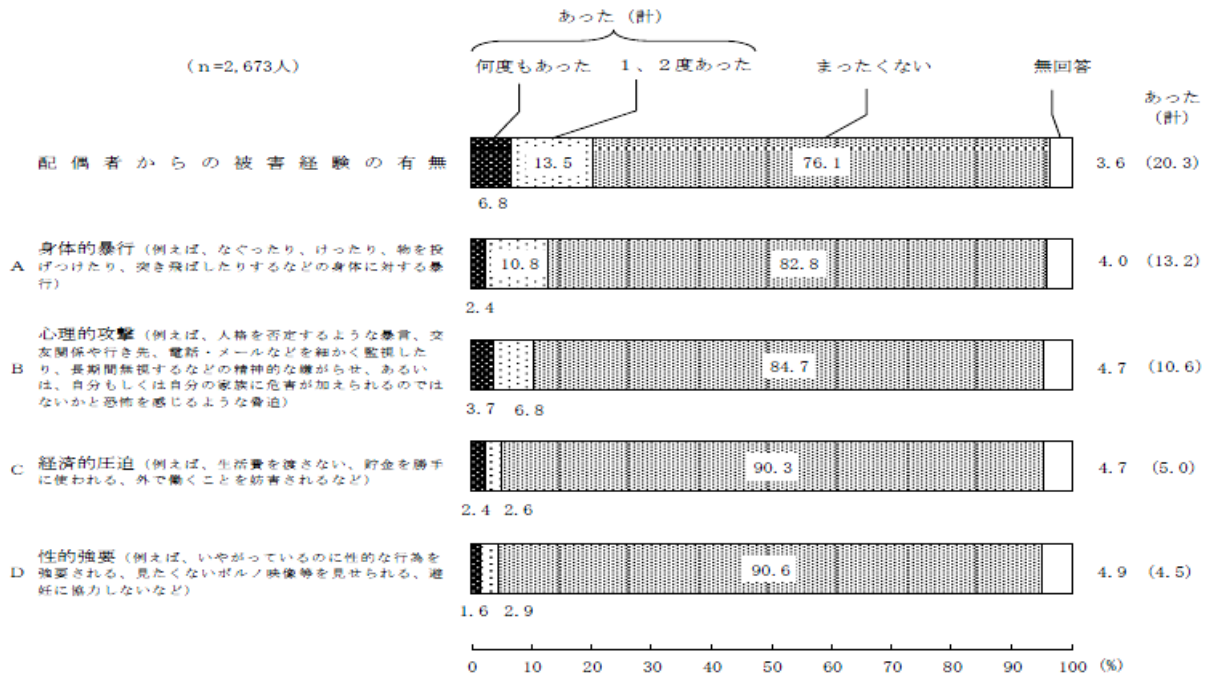


『いじめに関する意識調査の結果と考察 小6・中3の児童生徒16,000人のデータから』(平成25年6月実施) 佐賀県中学校生徒指導連盟より

・「いじめ追跡調査2010-2012」(国立教育政策研究所)の調査—3年間の被害体験は、小学生78%、加害体験は77%。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの被害経験（性別）「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある
約5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



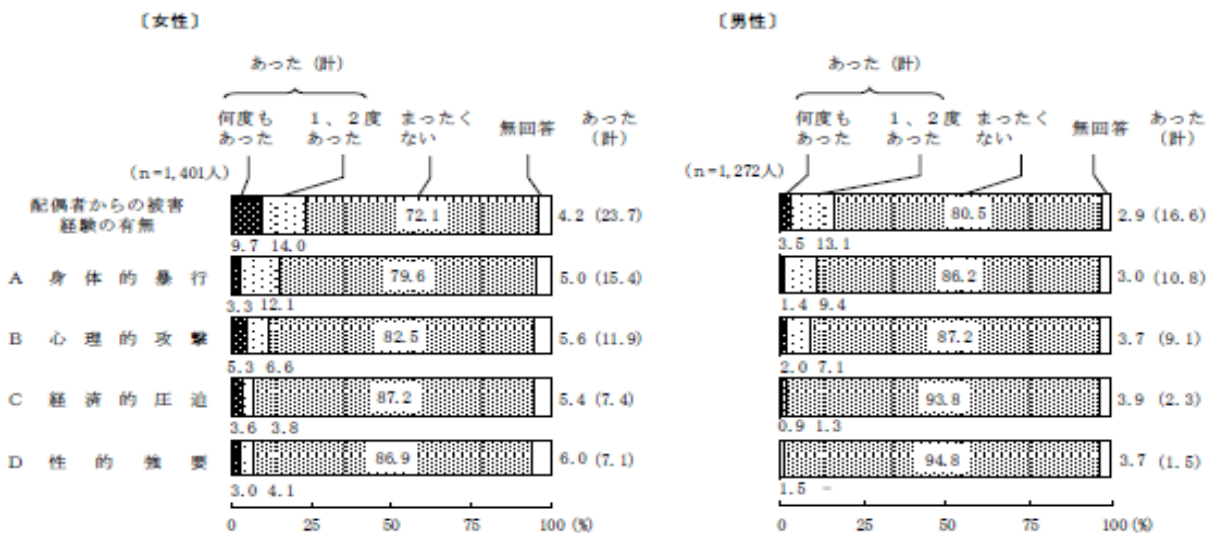
資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成 (平成27年3月公表)

(備考) 内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度)を実施しました(3年ごと)。「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」はそれぞれ以下のとおりです。

1. 身体的暴行:なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃:人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 性的強要:いやがっているのに性的な行為を強要された。

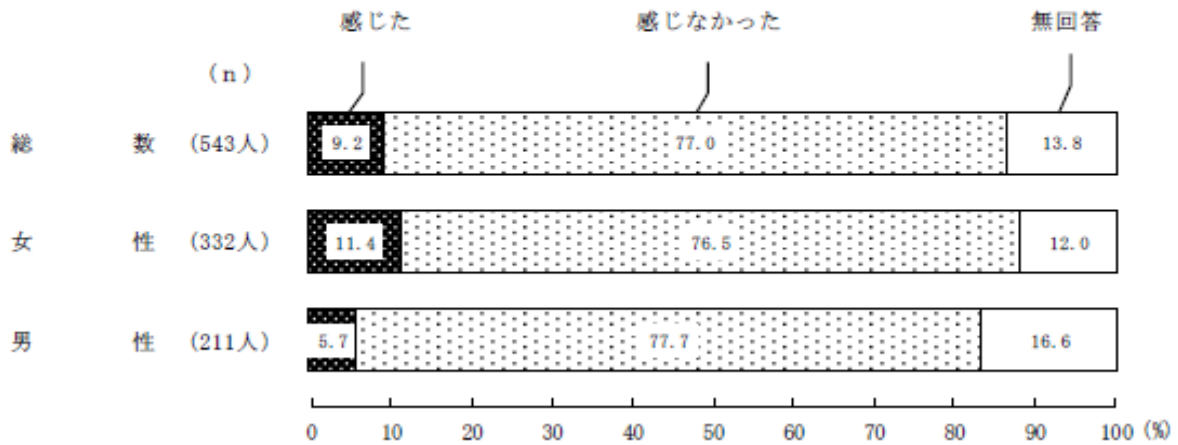
- 『男女間における暴力に関する調査』(平成26年度調べ/平成27年3月27日公表)では、これまでに結婚したことがある人(2,673人)に、“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”の4つの行為をあげ、それぞれの行為について、配偶者から被害を受けたことがあるかを聞いた。“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかについて配偶者から被害を受けたことがある人をまとめると、『あった』が20.3%となっている(「何どもあった」6.8%と「1、2度あった」13.5%の計)。それぞれの行為について、被害経験が『あった』割合をみると、“身体的暴行”が13.2%、“心理的攻撃”が10.6%、“経済的圧迫”が5.0%、“性的強要”が4.5%となっている。

女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがある、約10人に1人は何ども受けている



資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度調査)より作成 (平成27年3月公表)

被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じた経験がある

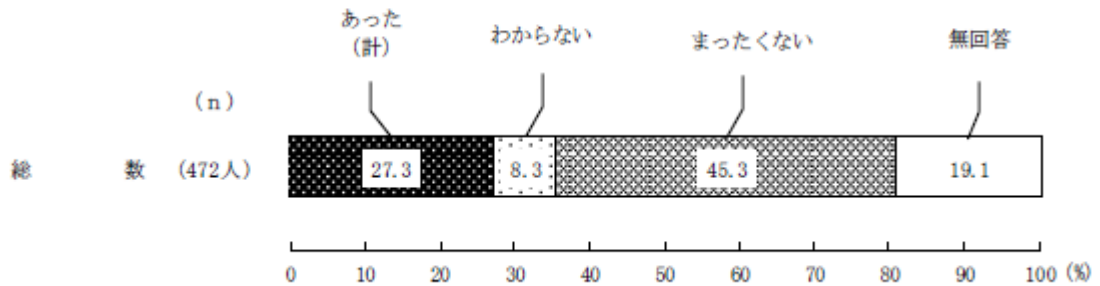


資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度調査)より作成 (平成 27 年 3 月公表)

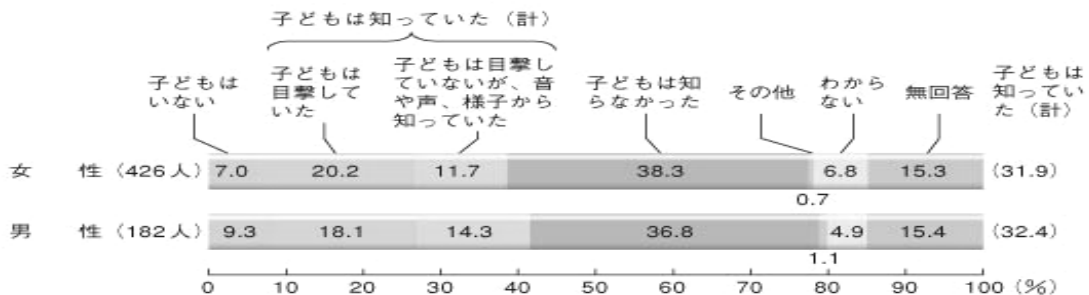
ドメスティック・バイオレンスによる子どもの被害

子どもの被害経験の内容は、「心理的虐待 (大声でどなる、無視、存在否定、自尊心を踏みにじる行為など)」が 23.1%と最も多く、次いで「身体的虐待 (なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりする)」が 13.8%となっている。

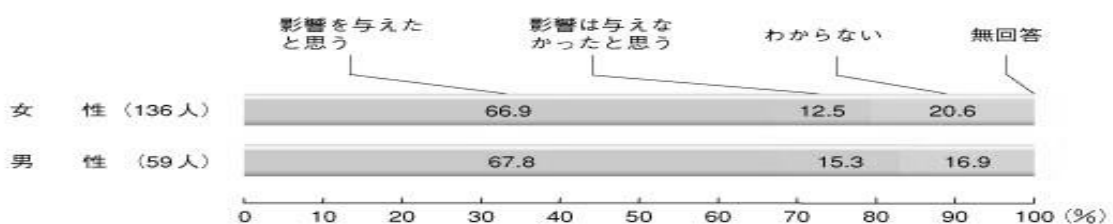
被害を受けたことがある家庭の約3割は子どもへの被害もみられる



ドメスティック・バイオレンスの子どもによる目撃



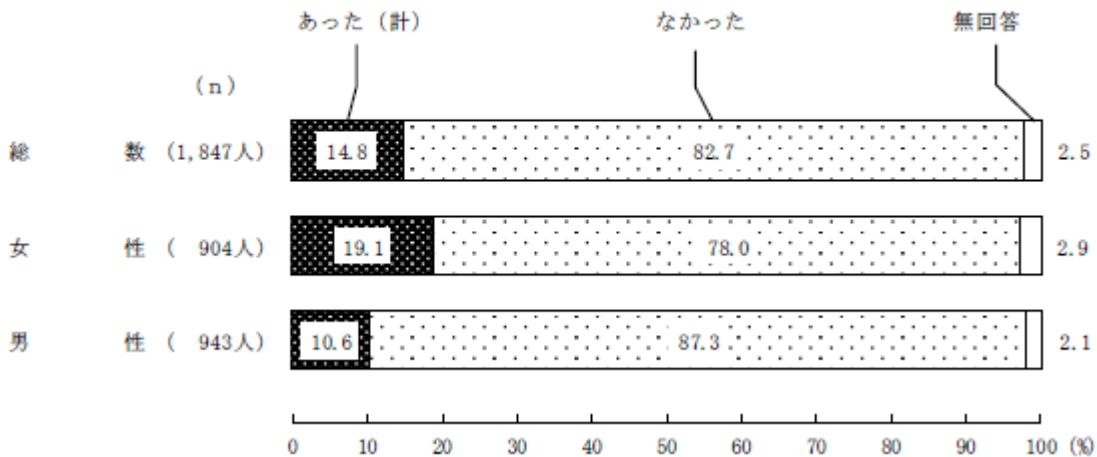
ドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響



(上記2つの帯グラフは、「男女間における暴力に関する調査」平成 17 年)

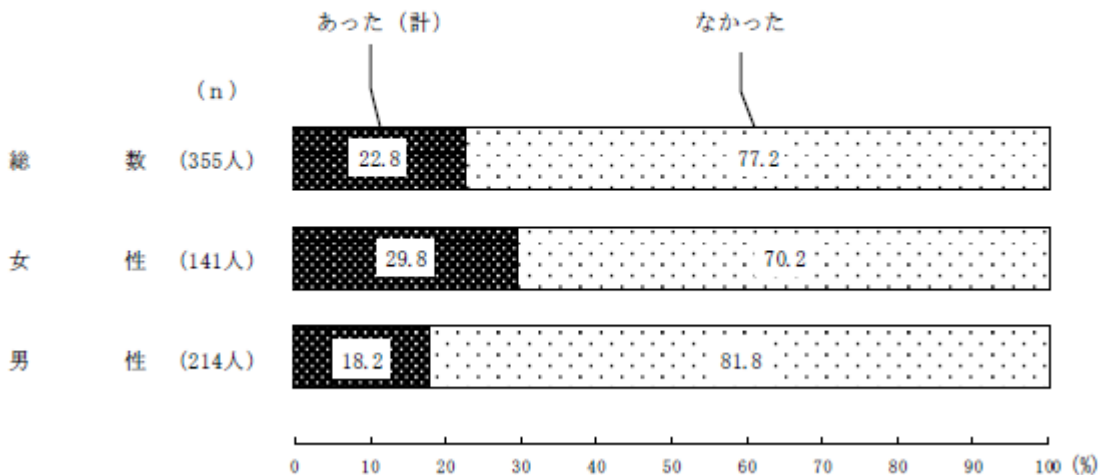
交際相手からの被害経験

女性の約5人に1人は交際相手から被害を受けたことがある

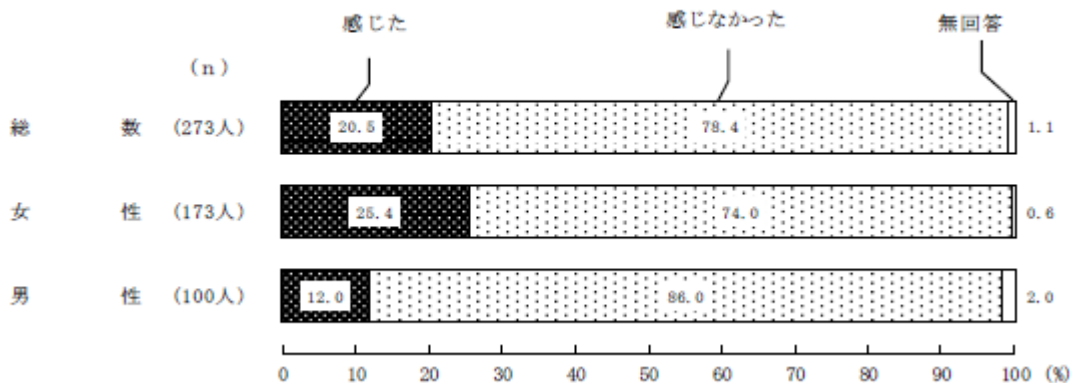


同居する交際相手からの被害経験の有無

交際相手と同居（同棲）経験がある女性の約3人に1人は被害を受けたことがある



被害を受けた女性の約4人に1人は命の危険を感じた経験がある



世界のDV被害の子ども数(統計)

18歳未満の人口：21億8千万人 DV：2億7,500万人

(日本の人口 1億2800万人の2倍以上、USAの人口2億9800万人と同程度)

児童虐待の被害者の40%の家庭内で暴力が行われている。北米での調査によると、暴力のある家庭の子どもたちが身体的攻撃や性的攻撃を受ける可能性は国内平均の15倍。

資料出所：ザ・ボディショップインターナショナルとユニセフ、国連事務総長の「子どもへの暴力に関する調査」事務局が共同出した報告書より

性暴力

初めて打ち明けることのできた相手

(参考)2003年12月17日朝日新聞

子どもへの性的虐待は、約4割が実父によるもので、しかも被害を受けた子どもの4分の1が性交を強いられていたことが、児童精神科医の岡本正子・大阪教育大学教授を中心とした児童相談所職員らの研究班の実態調査でわかった。発見までに平均で2年半もかかっており、早期発見と子どもへのケアの重要性が浮き彫りになった。7府県1指定市の児童相談所が2001年に扱った家庭内での性的虐待事例166件(162件は女の子)について調べた。内容は、「性的な言葉を言う」などから始まり、触る、性交など。全体の4分の1は性交があったことが確認された。加害者は実父が40%で最も多く、次いで継父が22%、母のつきあう男性が12%だった。

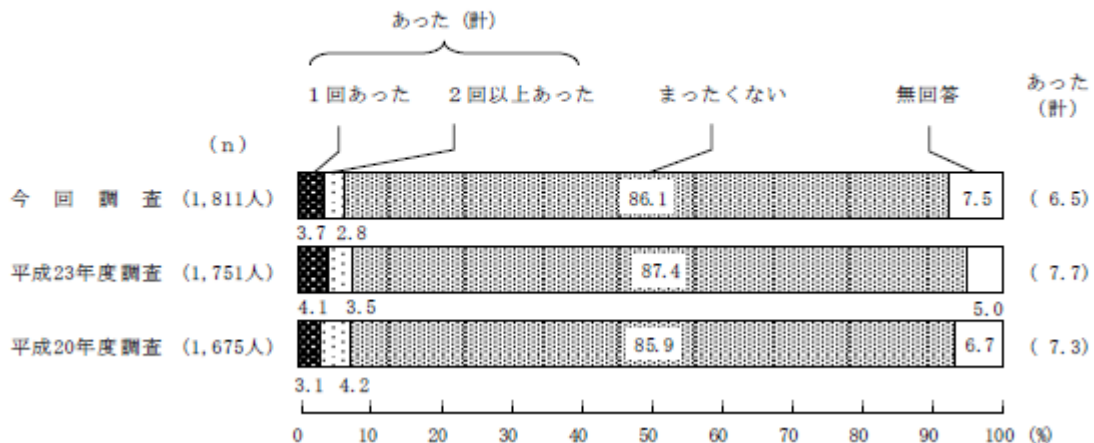
虐待を受け始めた時期は小学4年から多くなるが、4人に1人は乳幼児期からだった。児童相談所への相談受け付けは中学生が約4割を占めた。虐待を受け始めてから相談するまで、平均で2年半かかり、中には7年以上かかったケースも複数あった。

虐待が発見される経緯は、子ども自身が相談した例が半数以上。相談相手は教員が3分の1と最も多かった。

虐待の影響として、75%の子どもに何らかの症状や問題行動がみられた。気分が変わりやすい、無気力、うつ、自傷など精神症状は約半数に、理由のない家出や徘徊、小さい子だと多動や乱暴といった行動上の問題は約52%に、性的な逸脱行動や年齢にふさわしくない性的な言動などが約36%に、夜尿や頭痛などの身体症状は22%に見られた。

異性から無理やり性交された経験

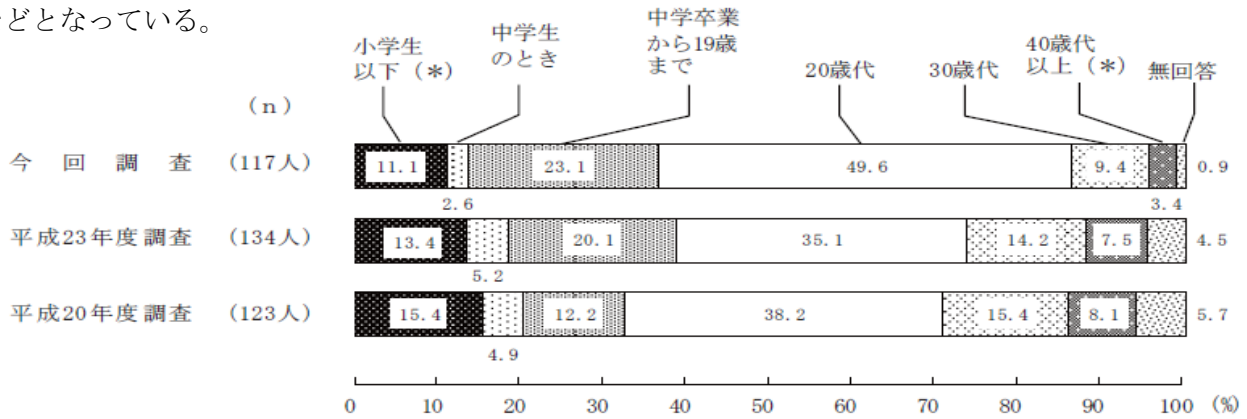
女性の約15人に1人は異性から無理やりに性交された経験がある



(いずれも内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度調査)より作成)

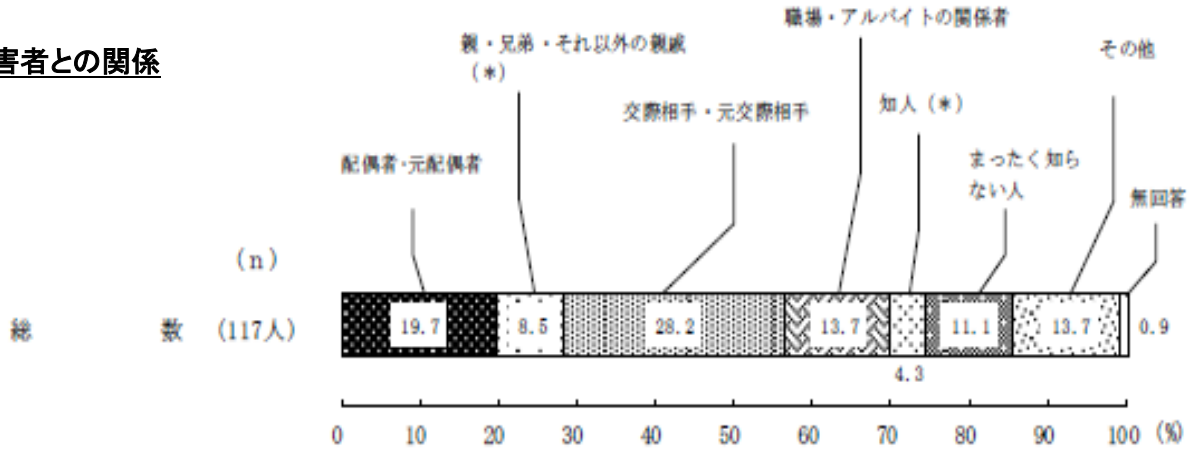
被害にあった時期 異性から無理やり性交されたことがあった人にその被害の時期をきいた（女性のみ）

「20 歳代」が 49.6%と最も多く、次いで「中学卒業から 19 歳まで」が 23.1%、「小学生以下」が 11.1% などとなっている。



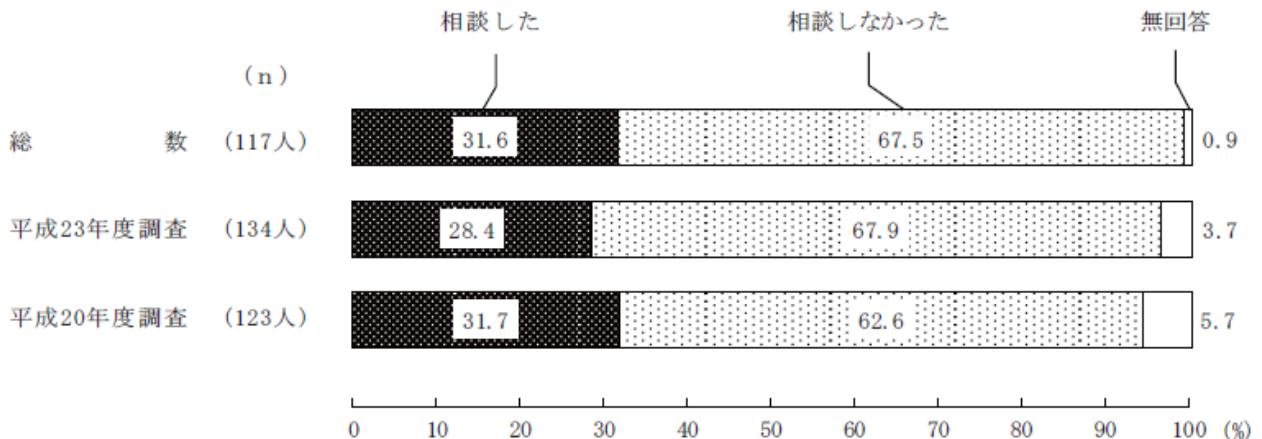
※上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。
 小学生以下:「小学入学前」「小学生のとき」の合算
 40歳代以上:「40歳代」「50歳代以上」の合算

加害者との関係



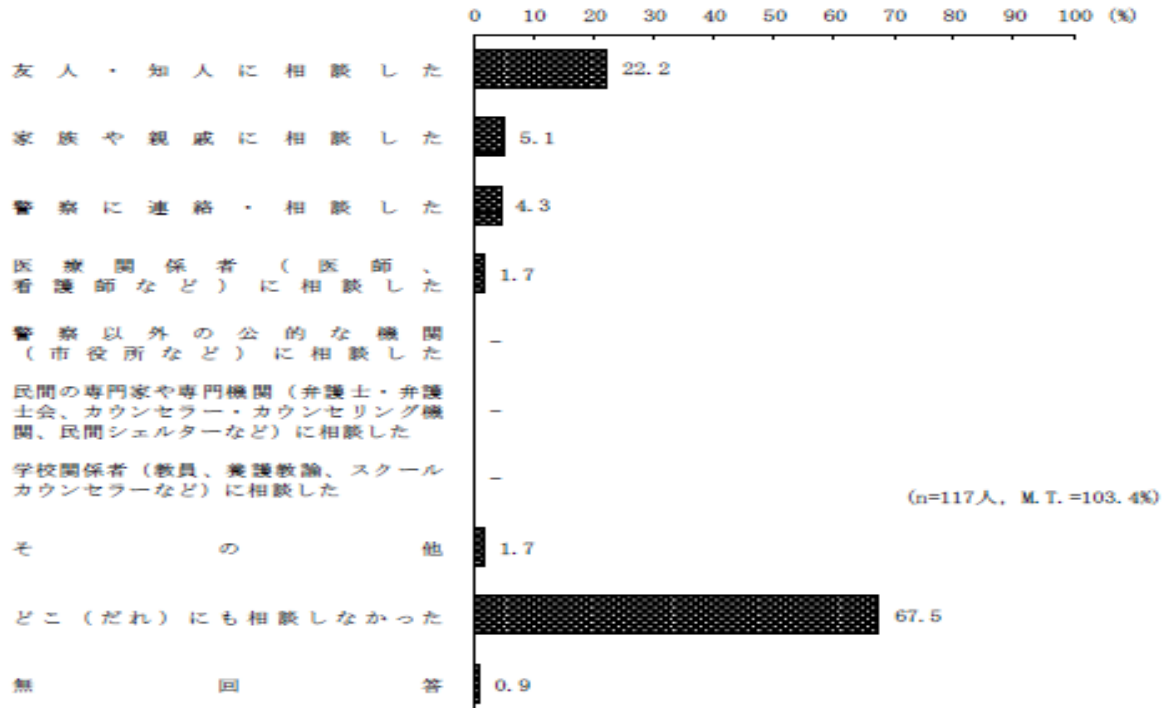
※上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。
 親・兄弟・それ以外の親戚:「親（養親・継親も含む）」・「兄弟（義理の兄弟も含む）」「上記以外の親戚」の合算
 知人:「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」「地域活動や習い事の関係者（指導者、先輩、仲間など）」「生活していた（いる）」施設の関係者（職員、先輩、仲間など）」の合算。
 また、下記の選択肢や、表記を省略している。
 配偶者・元配偶者:配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）
 職場・アルバイトの関係者:職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

被害の相談の有無—時系列比較—

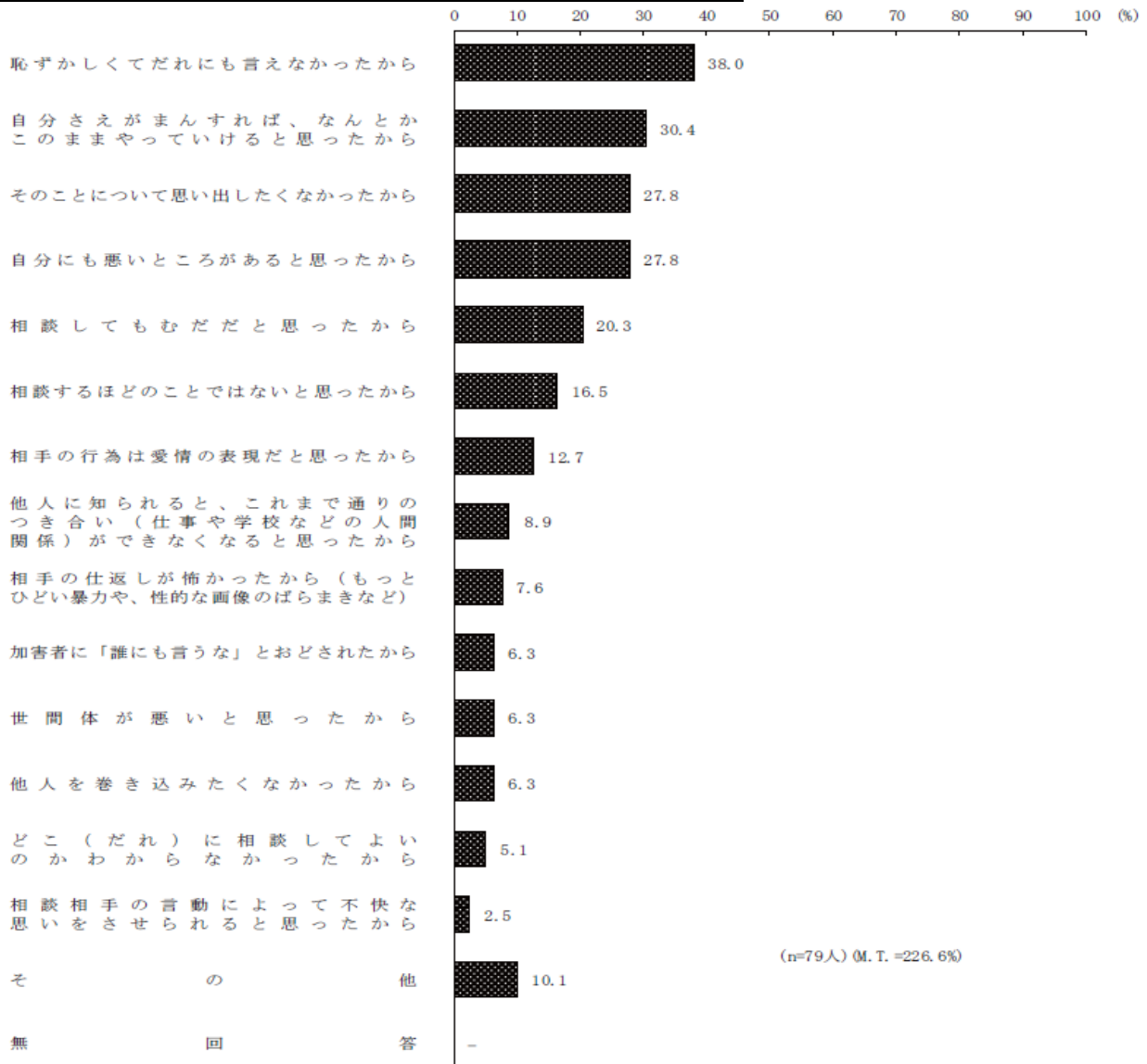


被害の相談先

被害を受けた女性の約2割は友人・知人に相談している



異性から無理やりに性交された被害について、相談しなかった理由



(いずれも、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度調査)より作成)

高校生の性暴力被害調査結果 (2003年財団法人女性のためのアジア平和国民基金による委託調査)

※性暴力を「被害者の望まない性的攻撃」と広く定義

高校生の性暴力被害内容と被害率 (%)

	女子	男子
あなたの体について、からかわれたり、いやらしいことを言われたことがありますか	33.0	20.7
相手の裸や性器をわざと見せられたことがありますか	35.1	12.7
無理やり、体を触られたり、抱きつかれたりしたことがありますか	37.2	13.6
無理やり、セックスされそうになったことはありますか	13.2	2.7
無理やり、セックスされたことがありますか	5.3	1.5
携帯電話や、出会い系サイト、インターネットで性的にいやな体験をしたことがありますか	10.1	2.4

これらの多くは「学校内」や「通学時」、「(相手・自分の)家」など、高校生の生活圏内で生じていた。高校生の性暴力被害は、夜間や繁華街で起きているのではなく、多くが学校内や登下校時、帰宅時におきている。(野坂祐子／大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授)

子どもへの性犯罪 所在確認対象の1割近くが再検挙 (2015年3月19日 NHK ニュースより)

子どもへの性犯罪で服役した人が同じような犯罪を繰り返すのを防ぐため、刑務所を出所したあと警察が所在の確認をする制度が始まって、ことしで10年となります。

この間、制度の対象となった1,300人余りのうち1割近くが再び子どもへの性犯罪で検挙されていたことが、警察庁の調べで分かりました。

平成16年に奈良市の小学生の女の子が誘拐され殺害された事件を受けて、12歳以下の子どもへの悪質な性犯罪で服役した人については、同じような犯罪を繰り返すのを防ぐため、刑務所を出所したあとの住所を法務省が警察に伝える制度が始まり、今年で10年となります。

この制度では、社会復帰を妨げないよう対象者の情報は学校や地域には知らされず、警察官が所在の確認や面談を行っています。

制度の開始から10年の間に対象となった1,396人のうち、1割近くに当たる129人が、再び子どもへの性犯罪で検挙されていたことが分かりました。

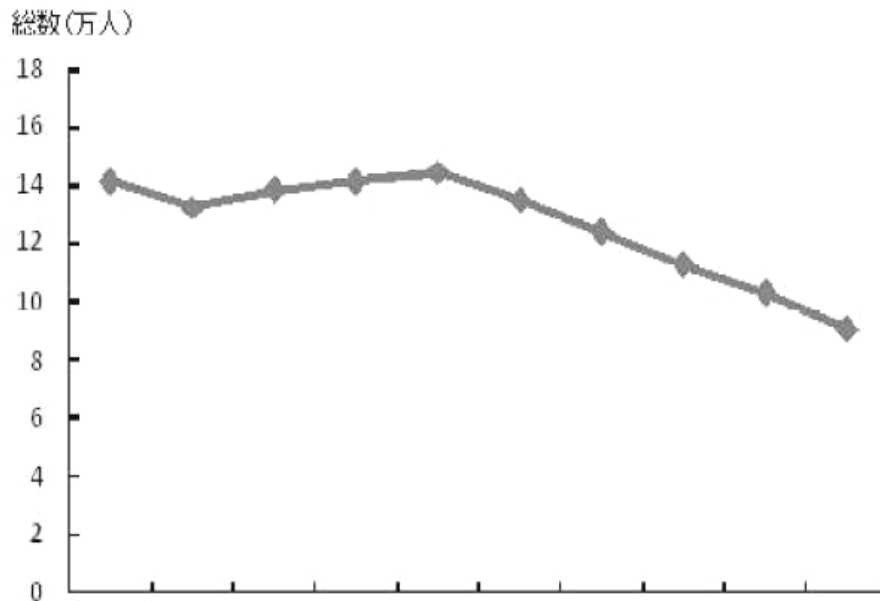
このうち、強制わいせつが107人とほとんどを占め、わいせつ目的の誘拐や連れ去りが15人などでした。

また、去年12月末の時点で制度の対象となっている人は全国で817人で、このうち36人は所在が分からなくなっているということです。

警察庁は再犯を防ぐ取り組みを進めるとともに、所在不明になっている人については引き続き確認を進めていきたいとしています。

少年犯罪の動向

少年による刑法犯検挙人員の推移



区分	年次										増減数	増減率 (%)
	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20		
総数(人)	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,986	-12,258	-11.9
凶悪犯	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	-86	-8.3
殺人	110	105	99	80	93	57	67	69	62	50	-12	-19.4
強盗	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273	1,146	892	757	713	-44	-5.8
放火	90	81	103	90	106	103	86	103	102	66	-36	-35.3
強姦	426	296	255	230	242	151	142	106	121	127	6	5.0
粗暴犯	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	-603	-6.5
凶器準備集合	138	126	408	250	340	239	68	127	136	74	-62	-45.6
暴行	1,418	2,009	1,915	1,794	1,714	1,608	1,532	1,505	1,584	1,547	-37	-2.3
傷害	8,596	10,687	10,102	9,140	8,110	6,408	6,103	5,919	5,583	5,212	-371	-6.6
脅迫	68	157	149	154	127	111	139	149	117	151	34	29.1
恐喝	5,710	6,712	5,842	4,616	4,065	3,073	2,616	2,117	1,828	1,661	-167	-9.1
窃盗犯	86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	-5,593	-9.6
うちひったくり	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957	1,352	1,025	834	796	640	-156	-19.6
うち万引き	39,429	36,779	38,804	40,511	38,648	38,865	36,450	30,161	28,161	26,277	-1,884	-6.7
知能犯	561	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	-7	-0.6
うち詐欺	492	510	449	559	672	1,077	1,030	1,186	1,053	1,019	-34	-3.2
風俗犯	409	429	410	347	425	344	383	346	341	389	48	14.1
うち強制わいせつ	314	344	321	256	331	253	282	242	262	275	13	5.0
その他の刑法犯	36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	-6,017	-18.1
うち占有権剥奪横領	32,072	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594	-5,843	-22.1
人口比	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	-1.4	—

※人口比は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口 1,000 人当たりの検挙人員をいう。

少年刑法犯の主要罪名別検挙人員

年次	殺人	強盗	暴行	傷害	脅迫	恐喝	窃盗	詐欺	横領	強姦	強制猥褻等	放火	総数	総数(交通関係除く)
昭21年	249	2,903		2,874			87,825	3,193	1,132	258	282	164	111,790	
昭22年	216	2,851		3,059			77,514	2,999	1,209	298	163	116	104,829	
昭23年	354	3,878	※1,904		※※6,826		90,066	4,173	2,020	584	272	173	124,836	
昭24年	344	2,866	14,203				94,214	4,470	2,475	1,176	283	340	131,916	
昭25年	369	2,897	19,698				111,526	6,368	3,148	1,538	447	470	158,426	
昭26年	448	2,197	3,126	8,653	461	3,635	127,122	4,886	3,142	1,530	347	446	166,433	
昭27年	393	1,956	3,243	8,519	459	3,285	104,344	4,954	3,117	1,870	338	530	143,247	
昭28年	383	1,582	3,339	7,992	416	2,819	88,586	4,875	3,155	1,535	407	410	126,097	
昭29年	411	1,830	3,245	9,195	448	3,041	81,298	4,310	2,787	1,977	459	407	120,413	
昭30年	345	2,003	3,784	10,329	485	4,007	80,626	3,885	2,393	2,121	495	328	121,753	
昭31年	324	2,033	23,107				80,770	3,122	2,005	2,053	600	321	127,421	
昭32年	313	2,222	30,590				86,065	3,318	2,095	2,865	689	334	144,506	
昭33年	366	2,405	10,250	15,939	840	11,948	83,528	2,860	1,723	4,649	1,044	412	155,373	
昭34年	422	2,624	11,165	16,410	854	14,013	96,793	2,549	1,655	4,599	1,114	445	176,899	
昭35年	438	2,762	10,897	16,268	940	14,564	110,752	2,388	1,655	4,407	1,265	605	196,682	
昭36年	448	2,442	11,490	17,197	982	14,834	127,234	2,331	1,482	4,224	1,320	694	216,456	
昭37年	343	2,307	11,842	16,164	1,031	15,771	132,096	1,870	1,242	3,983	1,473	642	220,749	
昭38年	393	2,139	12,793	15,290	1,117	15,829	136,027	1,778	1,227	3,898	1,560	530	229,717	
昭39年	361	1,987	13,881	16,669	1,252	15,228	135,849	1,781	1,123	4,242	1,630	535	238,830	
昭40年	370	1,998	13,705	15,774	1,141	13,506	128,341	1,711	1,145	4,362	1,759	513	234,959	
昭41年	368	1,901	13,652	16,221	1,049	11,014	117,938	1,803	1,014	4,281	1,772	381	226,203	182,255
昭42年	343	1,500	12,011	15,280	786	8,557	104,206	1,487	945	3,851	1,698	375	215,477	160,380
昭43年	286	1,261	9,645	12,543	593	6,702	109,266	1,067	839	3,294	1,506	390	218,950	147,354
昭44年	265	1,198	8,518	10,867	448	5,867	96,032	833	927	2,515	1,371	534	218,458	138,677
昭45年	198	1,092	8,962	10,211	450	6,909	106,359	722	1,107	2,212	1,208	469	224,943	148,022
昭46年	149	869	7,892	8,500	349	6,860	102,671	629	1,441	2,022	1,043	585	214,799	141,197
昭47年	149	790	6,784	7,091	231	6,029	103,451	561	2,062	1,818	966	351	198,441	136,980
昭48年	111	705	6,946	7,923	286	5,796	111,529	487	3,079	1,526	863	394	202,297	146,957
昭49年	102	677	7,246	7,293	233	5,987	116,863	418	3,252	1,499	716	370	198,763	151,631
昭50年	95	732	6,814	7,302	354	6,681	116,849	517	3,770	1,341	685	387	196,974	152,382
昭51年	80	618	6,162	6,940	179	5,314	116,838	520	4,522	1,035	623	393	194,024	150,164
昭52年	77	529	6,384	7,357	205	4,527	119,805	471	6,101	949	708	453	197,909	154,536
昭53年	91	522	16,724	7,120	245	4,150	140,611	547	7,748	946	746	446	224,095	177,719
昭54年	97	572	6,167	7,030	160	3,996	146,469	504	9,533	925	709	510	233,292	184,839
昭55年	49	788	7,633	9,068	206	4,830	172,842	556	12,612	984	720	478	269,769	219,956
昭56年	60	779	8,918	10,415	202	6,358	197,397	538	15,582	1,027	778	527	303,915	252,808
昭57年	86	806	8,409	11,635	171	8,417	198,701	591	17,666	878	823	574	310,828	257,856
昭58年	87	788	7,660	11,406	158	8,504	202,028	662	19,624	750	756	389	317,438	261,634
昭59年	76	690	6,450	11,594	100	8,192	190,420	744	22,848	757	714	383	301,252	248,540
昭60年	100	572	6,062	10,612	193	8,185	191,238	770	22,658	681	760	364	304,088	250,132
昭61年	96	708	5,842	10,860	119	9,173	177,766	696	21,042	635	640	343	292,290	235,176
昭62年	79	604	4,462	9,977	113	7,357	173,029	828	22,958	567	581	330	289,196	227,978
昭63年	82	569	3,992	10,154	122	6,914	175,734	1,036	24,616	509	593	273	292,902	231,210
平1年	118	590	3,419	9,976	82	5,971	149,688	694	22,410	445	538	230	264,678	199,644
平2年	71	594	2,992	9,376	67	5,787	130,802	623	25,998	348	510	181	244,122	182,328
平3年	77	690	2,305	8,900	57	5,184	122,583	1,124	30,231	321	465	192	236,224	177,097
平4年	82	713	2,340	8,807	74	5,129	103,332	1,016	30,056	318	460	214	215,148	157,167

平5年	75	726	2,178	8,616	73	5,500	105,104	709	29,730	275	429	231	211,376	158,300
平6年	77	933	1,704	7,976	103	6,201	102,537	550	29,663	320	436	237	201,837	155,079
平7年	80	873	1,945	8,101	67	6,339	99,076	456	26,652	268	461	258	193,308	149,137
平8年	97	1,082	1,931	8,316	52	6,287	103,495	466	29,669	227	480	265	196,451	156,823
平9年	75	1,701	2,303	9,627	81	7,134	118,581	576	32,869	409	514	245	215,629	178,950
平10年	117	1,566	1,847	9,914	86	6,767	121,261	673	35,847	460	458	236	221,410	184,290

「犯罪白書」を元に作成。平成18年は「警察白書」による。

13歳以下で刑法では裁かれない触法少年の数を含んでいる。総数の昭和45年以降は触法少年の交通関係業過を除く。

※は傷害の上半期(1月-6月)のみの数。※※は、下半期(7月-12月)のみの数で、暴行、傷害、脅迫及び恐喝の総数。

「強制猥褻等」には「公然猥褻」「猥褻物頒布」等を含む。

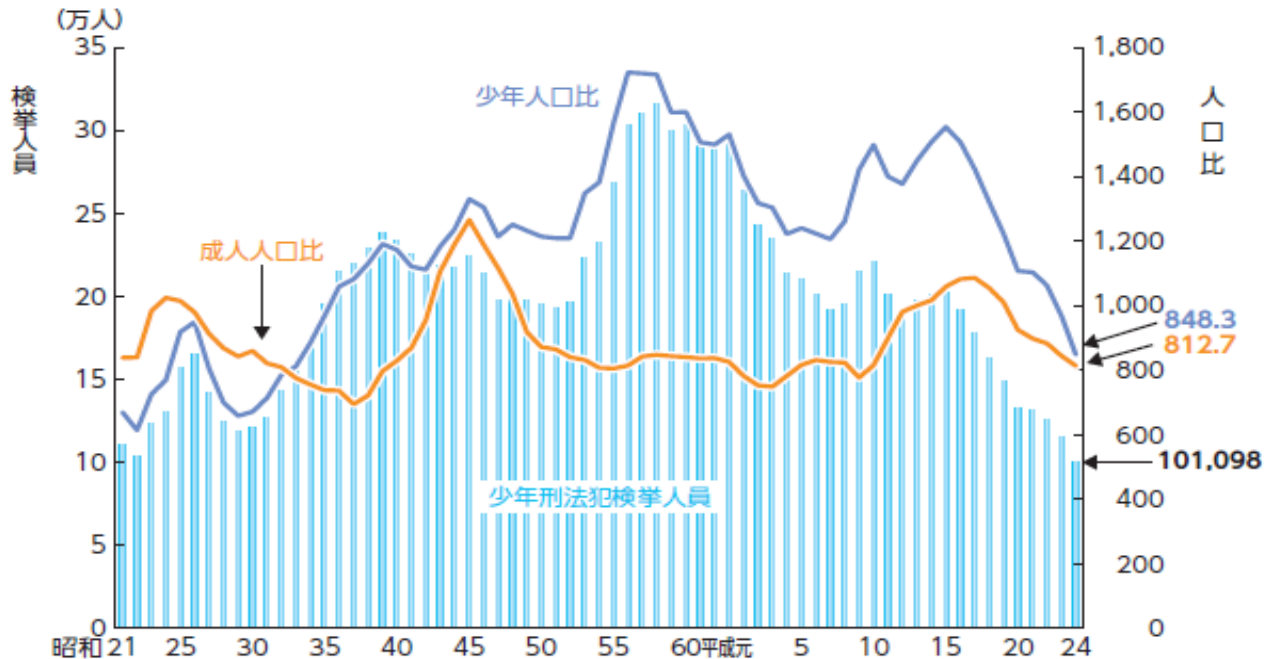
2人以上が共謀した「強姦」と「強制猥褻」は昭和33年から非親告罪となったのでその年から急増している。

※親告罪・・・被害者が告訴しない限り、刑事事件の裁判が行われない犯罪

刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移(平成16～25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数(人)		134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469
凶悪犯		1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836	786
粗暴犯		11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210
窃盗犯		76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134
知能犯		1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878
風俗犯		344	383	346	341	389	399	437	466	566	523
その他の刑法犯		43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938

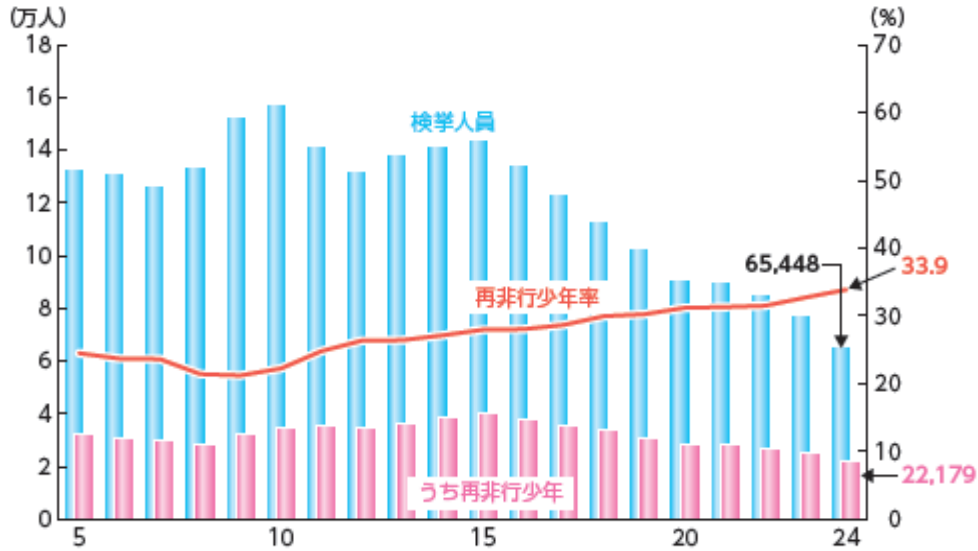
刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移(昭和21年～平成24年)



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯罪時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 昭和45年以降は、自動車運転過失致死等による触法少年を除く。
 5 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯・一般刑法犯検挙人員である。

非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①罪を犯した少年（犯罪行為時に14歳以上であった少年であり、以下「犯罪少年」という。）、②14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年（以下「触法少年」という。）、及び③保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（以下「ぐ犯少年」という。）をいう（少年法3条第1項）。

少年の一般刑法犯 検挙人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯罪時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
- 4 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯における検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

子ども(13歳未満の者)の被害件数及び罪種別被害件数の推移(平成16～25年)

年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
区分										
子どもの被害件数(件)	37,054	34,459	32,957	34,458	33,328	33,480	31,832	28,500	25,612	26,939
殺人	111	105	110	82	115	78	77	76	67	68
強盗	11	16	8	7	8	7	7	14	11	9
強姦	74	72	67	81	71	53	55	65	76	69
暴行	1,115	1,136	1,055	933	867	754	705	700	843	884
傷害	615	546	553	529	472	490	463	488	492	548
強制わいせつ	1,679	1,384	1,015	907	936	936	1,063	1,019	1,054	1,117
公然わいせつ	120	132	98	73	76	80	109	83	138	136
逮捕・監禁	8	4	8	3	2	7	9	7	7	9
略取・誘拐	141	104	86	82	63	77	91	83	95	94

世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数

・児童のいる世帯は、全世帯の 24.1%、平均児童数は 1.70 人

『国民生活基礎調査（平成 25 年度）の結果』より

年次	児童のいる世帯	全世帯に占める割合 (%)	核家族世帯			三世帯世帯	その他の世帯	児童のいる世帯の平均児童数
			総数	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯			
	推計数(単位:千世帯)							(人)
昭和 61 年	17 364	(46.2)	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
平成元年	16 426	(41.7)	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
4	15 009	(36.4)	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
7	13 586	(33.3)	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
10	13 453	(30.2)	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
13	13 156	(28.8)	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
16	12 916	(27.9)	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
19	12 499	(26.0)	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
22	12 324	(25.3)	9 483	8 669	813	2 320	521	1.72
25	12 085	(24.1)	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70

注:平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

「世帯構造」は、次の分類による。

(1)核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯 世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

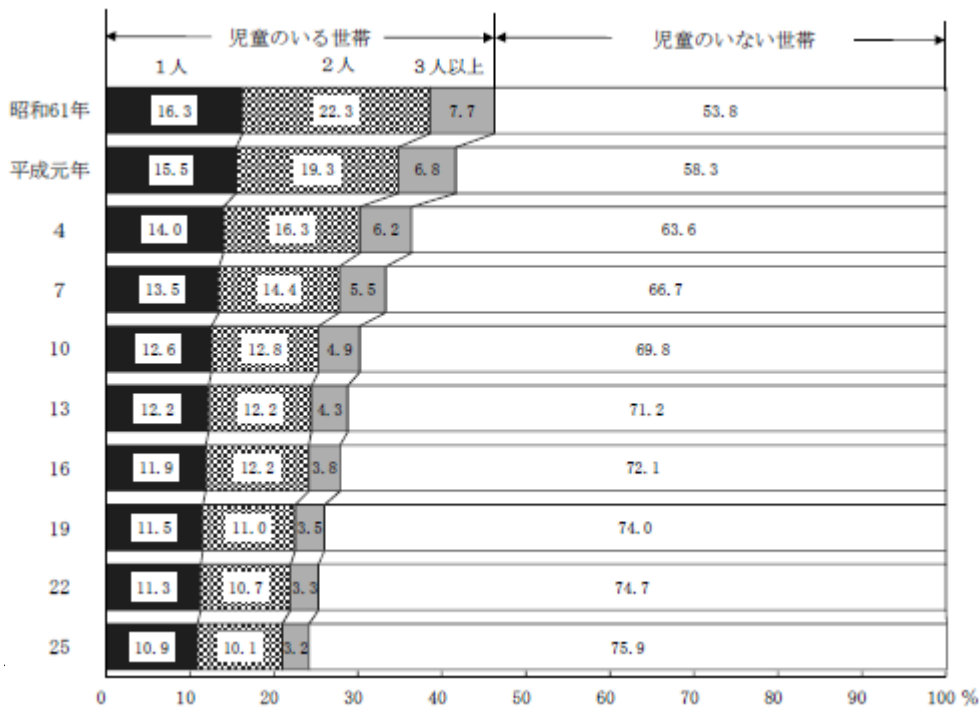
イ 夫婦と未婚の子のみの世帯 夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯 父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

(2)三世帯世帯 世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。

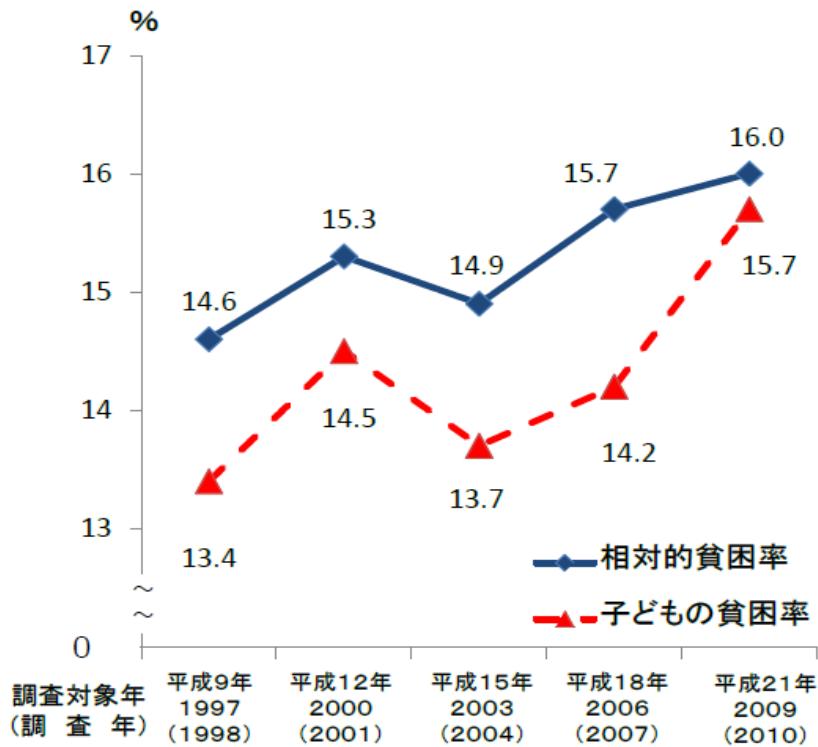
(3)その他の世帯 単身世帯を含む。上記(1)(2)以外。

児童の有(児童数)無別にみた世帯数の構成割合の年次推移



厚生労働省:平成25年 国民生活基礎調査の概況(平成 26年7月15日公開)より

相対的貧困率の年次推移



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

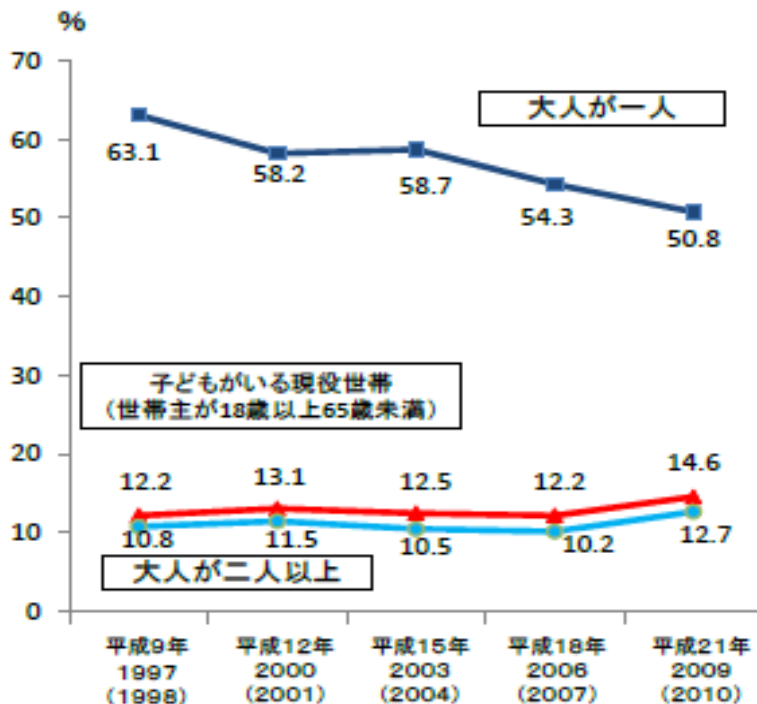
注:1)「所得」は調査対象年1年間(1月～12月)の所得である。

2)ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付費は含まれるが、現物給付は含んでない。

3)可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

4)相対的貧困率の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率の作成基準によっている。

子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

貧困率の国際比較

「相対的貧困率」・・・

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率										
						合計			大人が一人			大人が二人以上				
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合		
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6		
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6		
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8		
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0		
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9	5	アイスランド	3.4		
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3		
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4		
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4		
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6		
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0		
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7		
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2		
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5		
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5		
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9		
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9		
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9		
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3		
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6		
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3		
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7		
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7		
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8		
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7		
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1		
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2		
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2		
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4		
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9		
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2		
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0		
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6		
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3		
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	-	韓国	-	-	韓国	-	-	韓国	-		
OECD平均		11.3	OECD平均		13.3	OECD平均			11.6	OECD平均			31.0	OECD平均		9.9

(出典)OECD(2014)Family database“Child poverty”

(注)ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえる。

経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は平成24(2012)年には約155万人で、平成7(1995)年度の調査開始以降初めて減少したが、その主な原因は子どもの数全体の減少によるものである。就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24(2012)年度には過去最高の15.64%となっている。

※就学援助・・・「学校教育法」(昭22法26)第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(準要保護者)に対し、就学援助が行われている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm